(趣 旨)

第1条 この細則は、公立大学法人滋賀県立大学図書情報センター利用規程第9条の規定 に基づき、図書情報センター(以下「センター」という。)内の施設の利用に関し必要 な事項を定めるものとする。

(閲覧席)

第2条 閲覧席は、利用者が自由に利用することができる。

(グループ閲覧室)

- 第3条 グループ閲覧室は、学生および職員のグループによる学習・研究のために利用するものとする。
- 2 グループ閲覧室を利用しようとするグループの責任者は、所定の申込書に必要事項を 記入し、図書情報センター長(以下「センター長」という。)の承認を受けなければな らない。

(個人閲覧席)

- 第4条 個人閲覧席は、学部学生、大学院生、職員、科目等履修生、特別聴講学生、研究 生および研修員が利用できるものとする。
- 2 個人閲覧席を利用しようとする者は、所定の申込書に必要事項を記入し、センター長 の承認を受けなければならない。

(教員閲覧室)

- 第5条 教員閲覧室は、教員の研究のために利用するものとする。
- 2 教員閲覧室を利用しようとする者は、事前にカウンターに届け出なければならない。 (情報処理演習室)
- 第6条 情報処理演習室は、講義、講習会等に利用するほか、学術研究、情報関連の演習、 自習等のために利用するものとする。
- 2 情報処理演習室の利用は、講義、講習会等に使用されていない場合に限り、原則として自由とする。
- 3 機器の操作は、利用者が行うものとし、情報の保存は指定されたディレクトリまたは 利用者の記憶媒体を利用するものとする。

(CAI 教室)

- 第7条 CAI 教室は、講義、講習会等に利用するほか、学術研究、自習等のために利用するものとする。
- 2 CAI 教室の利用は、講義、講習会等に使用されていない場合に限り、原則として自由とする。
- 3 機器の操作は、利用者が行うものとし、情報の保存は指定されたディレクトリまたは 利用者の記憶媒体を利用するものとする。

(LL教室)

- 第8条 LL教室は、講義、講習会等に使用するほか、語学関連の演習、自習等のために 利用するものとする。
- 2 LL教室の利用は、講義、講習会等に使用されていない場合に限り、原則として自由

とする。

3 機器の操作は、利用者が行うものとし、情報の保存は指定されたディレクトリまたは 利用者の記憶媒体を利用するものとする。

(AVスタジオ)

- 第9条 AVスタジオは、職員の研究のために利用するものとする。
- 2 AVスタジオを利用しょうとする者は、所定の申込書に必要事項を記入し、センター 長の承認を受けなければならない。なお、利用者は操作講習会の既受講者であることを 要する。
- 3 AVスタジオの機器の操作は、利用者が行うものとする。 (会議室)
- 第10条 会議室は、センターの運営・管理に支障のない範囲で、学内の利用に供するものとする。
- 2 会議室を利用しようとする者は、所定の申込書に必要事項を記入し、センター長の承認を受けなければならない。

(委 任)

第11条 この細則に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、図書情報センター運営委員会の議を経て、センター長が別に定める。

付 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この細則は、平成 18 年 9 月 1 日から施行する。 付 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。